

若者の意見を政治に届けよう

選挙権年齢を「満18歳以上」に引き下げよう



満十八歳以上が選挙の有権者に

選挙権年齢を引き下げる公職選挙法の改正が、六月十九日から施行されます。この改正により選挙権年齢は、現在の満二十歳以上から「満十八歳以上」に引き下げられ、七月二十五日任期満了による参議院議員通常選挙から適用される見込みです。

今回の選挙権年齢の引き下げにより、全国で約二百四十万人が新たに有権者に加わります。

○予定される選挙
▼参議院議員通常選挙（七月二十五日任期満了）
※日程などについては、決まり次第、お知らせ回覧や選挙のお知らせなどで通知します。

▼市議会議員選挙（九月三十日任期満了）

若者の意見を政治に届けよう

日本は現在、少子高齢化社会を迎え、高齢者の人口が増加する一方、若い世代の人口が減少しています。また、若い世代ほど投票率が低くなっており、若者の意見が国や地方の政治に届きにくい状況になっています。

選挙権年齢の引き下げは、日本の将来を担う若い世代の皆さんが、より早くから選挙権を持つことで、社会の担い手であるという意識を高め、多くの方に政治に参加してもらいたいという意図があります。

すでに、世界の百九十一の国と地域の約九割で、十

- 十日任期満了）
- 投票日 9月11日(日)
- 告示日 9月4日(日)

各国の選挙権年齢

25歳	アラブ首長国連邦
21歳	オマーン、クウェート、シンガポール、マレーシアなど
20歳	カメルーンなど
19歳	韓国
18歳	米国、英国、イタリア、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、ロシアなど
17歳	東ティモールなど
16歳	アルゼンチン、オーストリア、キューバ、ブラジルなど

※欧州などを中心に、選挙権年齢をさらに引き下げる動きもあり、オーストリアではすでに「16歳以上」に引き下げられています。

大切な一票を無駄にしないために

八歳までに選挙権が認められており、選挙権年齢の引き下げは、世界の流れに沿ったものといえます。

り良いものにするためには、有権者の意見を政治に反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」です。

大切な一票を無駄にしないために、選挙の際には必ず投票しましょう。

引っ越しをしたら住民票の異動を

選挙人名簿は、原則、住民票（住民基本台帳の登録）がある市区町村に、3カ月以上引き続き居住している方が登録されます。このため、進学や就職などで他の市区町村に引っ越した場合、転出先の市区町村に住民票を異動しておかないと、選挙人名簿に登録されず、転出先で投票することができません。引っ越しをしたら、速やかに住民票を異動しましょう。

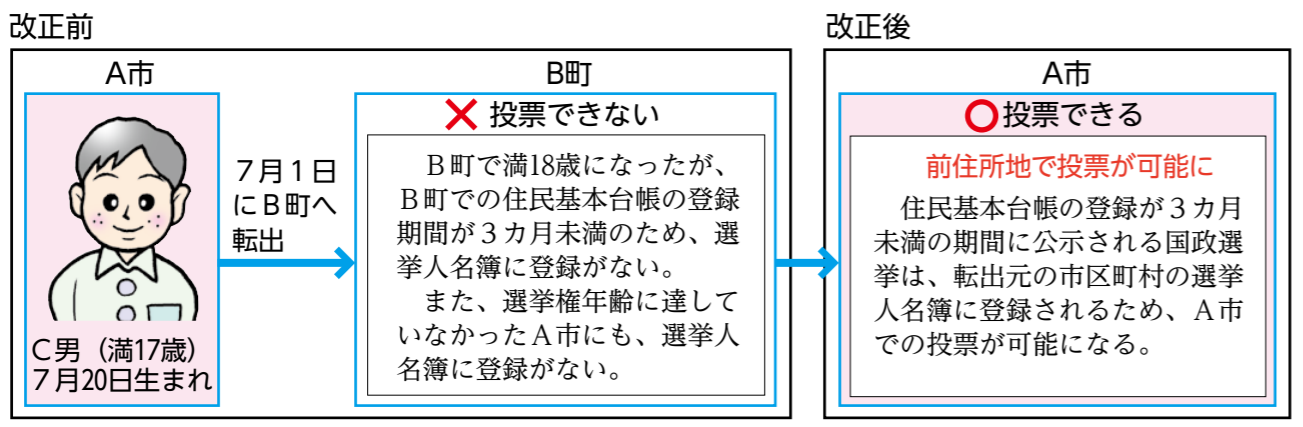
○選挙人名簿登録制度を改正

住民票がある市区町村に、3カ月以上引き続き居住していた方が、当該市区町村から転出した場合、投票日によっては、転出元・転出先のいずれの市区町村の選挙人名簿にも登録されず、投票ができない事例がありました。

今回の選挙人名簿登録制度の改正では、こうした名簿登録の空白期間を解消することで、転出元において国政選挙の投票が可能となりました。

ただし、進学などで市外に転出する場合、住民票を異動していない方は、転出先の市区町村（修学地）が生活の本拠地となりますので、転出元の市区町村の選挙人名簿に登録があっても投票することはできません。

〈例〉9月8日に国政選挙の投票が行われる場合



投票日に投票できない方は

投票日に、指定された投票所に行けない方は、期日前投票制度などにより、投票日前に投票することができます。

○期日前投票

投票日に用事のある方は、指定された期日前投票所で投票することができます。

○不在者投票

事前に手続きをすることで、一時滞在先の市町村や、指定された病院などで投票することができます。

国外にお住まいの方は、国政選挙に限り、在外選挙制度を利用して、在外公館や郵便などで投票することができます。

「市役所出前講座」で模擬選挙を体験

市は、若い世代の皆さんに、政治への関心を深めてもらうことを目的に、小・中学生を対象とした出前講座を実施しています。実際の選挙で使用する投票箱や投票用紙計数機などを使って、投票から開票までを模擬体験できます。



玉川中で行われた模擬選挙

特集

特集

○お問い合わせ
選挙管理委員会
事務局
☎ 22・7532